

第 709 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 7 月 8 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人のご案内をいたします。

報道関係者については、おりません。また、傍聴人は 2 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、現在、ご出席いただいております委員の方は 14 名でございます。条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 709 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明をいたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧くださいと存じます。

前回の審議会以降の 6 月 10 日から 7 月 7 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定につきましては、1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

6 月 13 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書につきましては 6 月 14 日に告示、優良映画につきましては 6 月 18 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリールール講座」を 178 回開催いたしました。立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明をさせていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、7 月 3 日に出版業界自主規制団体との打ち合わせ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付をしております。

また、資料の2ページ、それから3ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、また、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業主に対し勧告をする制度でございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の6月分の状況でございます。令和元年6月までに委嘱しております協力員は826名でございます。6月の活動者数は54名、調査店舗数は269店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、それから成人向けなどの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールでとめることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗、こちらについてはございませんでした。表示図書類につきましては、2店舗で包装が適切にされておらず、1店舗で区分陳列が適切にされておりました。類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗、こちらにつきましては、2店舗ございました。なお、今月は、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次に、6ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載をしてございます。

1、書店等への立入調査でございます。指定図書類の取り扱い不適切が4店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。類似図書類につきましては、4店舗で区分陳列が適切にされておりました。

2、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査でございます。表示ソフトの取り扱い不適切が3店舗ございました。

3、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査でございます。カラオケボックスにおきまして、青少年制限掲示がなかった店舗が1店舗、ネットカフェにおきまして、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題がございました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしてございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなっております。

①は、7月1日現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は12カ所、設置台数は39台で先月から変わりはありません。③の自動販売機立入調査でございます。20台を調査をいたしまして、設置届のないものが3台、廃止届のないものが5台ございましたので、届け出を提出するよう指導いたしてございます。また、条例で義務づけられております「見えない措置」、「買えない措置」がないものが14台それぞれございました。このため、設置者に対し、訂正するよう指導いたしてございます。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 それでは、なさそうでございますので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿って、ご説明をいたします。

本日は、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されています資料の1ページは、諮問事項第1127号となっております。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」でございます。こちらに記載されました図書類は、令和元年5月30日から令和元年6月25日までの間に都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計128誌のうちから、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定をいたしましたものでございます。

番号1でございます。『DAISYCOMICS ごちそうさま、ヴァージンチェリー』、令和元年6月30日付で、株式会社英和出版社より発行されております。過去1年間の指定実績は1回でございます。

番号2でございます。『G-Lish Comics PLAYMATE』、令和元年6月30日付で株式会社Jパブリッシングより発行されております。過去1年間の指定実績はございません。

該当箇所につきましては、いずれも「全編大部分」でして、該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、7月5日に自主規制団体から意見を聴取をしております。3ページをご覧いただきたいと存じます。

意見聴取でございますが、当日は16名の方にご出席をいただいております。

まず、番号1の『DAISYCOMICS ごちそうさま、ヴァージンチェリー』でございます。自主規制団体のご意見といたしましては、「指定やむなし」の意見が10名でございました。その主な内容でございますが、「男性器は白抜きで消されているものの、形状がはっきりとわかる点が露骨で卑わい。擬音、体液描写が多く、挿入部分のアップなど構図の面でも露骨で卑わいな感じを与えている。一方、人格を否定する性交描写はないが、総合的に判断し、指定該当」などでございます。「指定非該当」の意見の方は4名でございます。その主な内容は、「修整は一定の配慮が見られる。明るくライトな絵柄で卑わい感はない。人格否定要素もないため許容範囲。指定非該当」などございました。なお、「保留」の方が2名おられました。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。4ページは、番号2、『G-Lish Comics PLAYMATE』でございます。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が14名でございました。その主な内容でございますが、「主人公の恋愛観や、心理描写に多くのページが割かれており、『性交シーンのみを描いた作品』という印象はない。しか

し、男性器の修整が甘く、形状が露骨にわかり卑わい感を与えている。指定該当」などがございます。「指定非該当」の方は2名でございます。その内容は、「性交及び性器の修整は甘いと言わざるを得ないものの、絵はきれいでところどころコミカルなタッチであり、人格否定的要素もなく一貫したラブストーリーであると感じる。総合的に判断し、指定非該当」などございました。

説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○会長 では、調査に入っていただきたいと思います。2誌について、よろしくお願いたします。

(図書審査)

○会長 それでは、よろしいでしょうか。

図書をご覧いただけたようですので、各委員の皆様からご意見をお伺いしてまいります。

D委員、お願いたします。

○D委員 まず、結論として両誌とも指定やむなしです。最初の『ごちそうさま、ヴァージンチェリー』ですけれども、異母兄弟、その内容たるや男性同士の性描写が激しくて、ソフトなタッチでは描かれておりますけれども、ほとんどがその性行為に特化しているというところで、これは指定やむなしだと思います

それから、二つ目の『PLAYMATE』、これは最初にちょっと気になったのが、まずスマホのアプリを登録したという、その辺は、今、SNSやアプリの問題も色々あるので、特にその辺から入っていくのが、こんなことができるんだというのは、余り青少年にはふさわしくない内容だと思います。それから、性描写はもちろんのこと、いろいろな箇所でも露骨な描写が多いので、やはりこれは指定やむなしという判断をいたしました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、次に、F委員。

○F委員 1誌目のほうは、やっぱり先ほどD委員も言われましたけれども、義理の兄弟ですよ。それと、そういう関係の中で、こういうのはどうなのかなと思います。やはり絵は確

かにきれいな絵だとは思いますが、内容的にもちょっとこれは指定該当に相当するかなと思いました。

それから、2誌目のほうも、同じく確かに今まで出てきた暴力的なものとか、そういうものは余りないんですけれども、やはりこれは刺激が強いということで、二誌とも指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次は、B委員、お願いします。

○B委員 私も、両方とも指定やむなしということでお願いします。

1誌目のほうは、性器の修整はしっかりできてはいるとは思いますが、形がわかるというのと、ストーリー的にも、ご指摘があるように3人の性行為であること、この辺もちょっとアブノーマルな感じが強いのかなと思います。

2誌目のほうは、もうこれは明らかに修整がほとんどされていないというところで、指定やむなしということでお願いします。

○会長 ありがとうございます。

次が、西尾委員。

○西尾委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。

1誌目につきましては、性器が白抜きで消されているんですが、形状がはっきりとわかっていて露骨、卑わいでございます。

2誌目についても、性器の形状がはっきりと描かれていて、卑わい感が高いと思います。非常に体液描写も多いので、指定該当だと思います。

以上です。

○会長 では、次に、J委員、お願いします。

○J委員 1誌目の『ごちそうさま、ヴァージンチェリー』が、後ろの初出をご覧になるとわかりますけれども、最初にウェブ配信がされて、その後、単行本になったということになるので、後半、一部描きおろしもあります。ウェブ配信のときも、これは成人しか見られないのではないかと思います。このウェブ配信のときのチェックはどうかされているかはちょっとわからないんですけれども、やはり問題なのは、義理とはいえ、近親相姦で、男同士の近親相姦があるかどうかわかりませんが、こういうふうには描いてあるような形での近親相姦の場合は、もう大分前になりますけれども、新基準の適用というのがございまして、そのとき

には、専門委員のチェックが入るようなこととなります。しかし今回は、新基準の適用はなく、やはり基本的に第 15 条の 1 項第 1 号のイ・ロでとまっております。それでも、これは区分陳列やむを得ないと思います。

2 誌目の『PLAYMATE』ですが、これもやっぱり「G-Lish」といいますから、これは雑誌の連載を単行本にしたものですが、これももし単行本にするんだったら、区分陳列対象にせざるを得ないだろうと思うぐらい性器が露骨で、ほとんど修整がされていないのですね。これはそういう意味での区分陳列対象というのは、もう当たり前だと思えるような作品になっております。実際には、「打ち合わせ会」でも、ほとんどの方がこれは区分陳列対象だということをおっしゃっていますので、やっぱり私も区分陳列だと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、E 委員。

○E 委員 1 誌目は、絵柄、絵的にはすごい優しくソフトに見えていて、読みやすいなと思ったんですけども、やっぱり全編大部分性描写ででき上がっている作品ということで、指定やむなしかなと思います。

2 誌目ですけども、こちらは、今、J 委員が言われたとおり、もう性器の描写が余りにも露骨過ぎる。近親相姦というのも踏まえて、これはもう指定該当以外ないかなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、I 委員。

○I 委員 二つとも指定該当でよろしいかと思えます。

ちょっと聞きたいのですが、近親者というのがどういったときに当てはまるのか。今回、先ほども J 委員からお話があった、これが何で近親者に当たるのか、当たらないのというのが、これが血のつながりがないからなのか、同性だからなのか、ちょっとその辺がよくわからなかったんですけど。

○若年支援課長 血のつながりがないためという解釈で考えてございます。

○I 委員 血のつながりがないと、近親者には当たらないという。

○若年支援課長 いわゆる血のつながりがない義兄弟という関係は、新基準でいうところの近親者に当たらないという解釈です。

○I 委員 では、例えば、これが今、3 人登場人物がいますけど、実兄弟もいますよね。実兄

弟が性的な、挿入するようなどころがあったら、これは近親相姦になるということですか。

○若年支援課長 該当する可能性があるということです。

○I委員 わかりました。すみません、ちょっとそれだけわからなかったもので、ありがとうございます。

○会長 そうしますと、I委員は……

○I委員 どちらも指定該当で。

○会長 では、次に、A委員、お願いします。

○A委員 私も、結論として、2誌とも指定でよろしいかと思っているのですが、1誌目のほうは、絵がすごく見た感じはかわいらしいというところもあって、ストーリーもそれなりにあるんだろうなとは思ったんですけど、やはり擬音と体液の全編を通しての描写が非常に印象に残ってしまうところがありまして、これは指定やむなしかなと思っています。

2誌目のほうは、もう本当に露骨な描写というところが強くあったので、これは指定該当かなと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、山本委員。

○山本委員 1誌目につきましては、性器の修整といったところはされているところなんですけれども、形状がはっきりわかる形になっている。あと、体液の描写も多いということで、卑わい感が出ているというふうに判断できますので、これについては、指定やむなしかというふうに考えております。

続いて、2誌目についてなんですけども、これは、全体的に性器がはっきり描かれている。あと、体液の描写も多い。これはもう卑わい感が強く出ているというふうに考えますので、これについては指定該当が相当であると考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。

1誌目につきましては、義理とはいえ、兄弟関係があり、また、一番下の18歳設定ということで、未成年が含まれております。性的虐待にもつながりかねない、絵をソフトにする

ことで、より一層、その可能性が高まるということもありますので、指定をお願いします。

2 件目のものにつきましては、修整がなされていない、はっきりわかるということで、こちらについても指定をお願いしたいと思います。

○会長 では、次に、G 委員、お願いします。

○G 委員 1 誌目の『ごちそうさま、ヴァージンチェリー』ですけど、ストーリー性があると言っていますけれども、そのストーリー性が健全ではない。また、兄弟ということで近親相姦的で問題を感じます。性器の修整も形状がはっきりして卑わいであると思いますので、指定をお願いいたします。

2 誌目は、やはり修整がされていないし、性描写も多い。性器の描写は、露骨さを感じますので、指定をお願いいたします。性交シーンも多くないと言っていますけれども、結構数がありましたので、指定をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、C 委員、お願いいたします。

○C 委員 2 誌とも、区分陳列がふさわしい図書と思います。

○会長 それでは、次に、H 委員、お願いいたします。

○H 委員 2 誌とも、指定該当と思います。

○会長 では、以上で皆様のご意見を伺ったところです。

最後に、私の意見ですが、1 誌目は、私も近親者間の性交に近いような表現が気になったところですが、それ以前に全体のストーリーの中で、修整はされているといっても、かなり卑わい感の強い、露骨な性描写が部分的には激しく見られるところもございますので、イ・ロの適用で指定該当をお願いしたいと思いました。

それから、2 誌目のほうは、皆様のご意見がありましたように、修整がかなり甘いのかなということで、こちらについては疑義なく、区分陳列をお願いしたいと思っています。

それでは、皆様、2 誌とも指定でということでございますので、それで答申にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○会長 では、以上で、2 誌については指定ということで、答申いたします。よろしく申し上げます。

それでは、事務局からほかに何かございますでしょうか。

○若年支援課長 12 ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申出でございます。6月の処理分についてでございますが、メールによるものが11件ございました。こちらにつきましては、不健全図書類の指定に関するもので、前回、ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申し出でございますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。本件につきましても、前回同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断をしております。

それから、もう一点ございます。3月の審議会で諮問せずということで、処理をいたしました優良図書の申出についてでございますが、補足のご報告を申し上げます。

まず、前提といたしまして、優良映画につきましては、文部科学省による選定制度があるものの、都や区市町村では当審議会で実施しているもの以外は、推奨の制度がないということでございまして、本審議会におきましても、積極的に諮問、推奨を行っているところでございます。

一方、図書につきましては、課題図書の取り組みですとか、国立、都立、私立の各図書館でお薦めの本の紹介など、既に多くの類似の取り組みが行われてございます。このため、都が本条例による優良図書の推奨を行うに当たりましては、条例第5条の青少年を健全に育成する上で有益と認めるものとして、都の具体的な青少年健全育成施策に合致しているということを含めて、諮問の可否をご検討することといたしたいと考えてございます。

今後、優良図書の申出がございました場合には、3月に判断をいたしました審査協力あるいは広報の体制があることに加えまして、今申し上げましたことも含めて判断をしていくということとしたいと存じます。

ご意見、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと存じます。

○会長 いかがでしょうか。

事務局が優良図書を当審議会で諮問するに当たっての基本的な考え方について、3月の報告に加えてご説明いただいたところです。

何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 では、事務局からのご報告がありましたので、審議会としても承りました。

それでは、ほかにごございますか。

○若年支援課長 次に、次回審議会に諮問予定の映画が2本ございますので、ご案内いたします。

1本目でございます。作品名は『初恋ロスタイム』でございます。試写会でございますが、7月16日火曜日、午後1時から、試写会場は千代田区でございます角川第2本社ビルでございます、角川試写室でございます。

続きまして、2本目でございます。作品名が『パリに見出されたピアニスト』でございます。1回目の試写会が7月26日金曜日、午後3時30分から。2回目の試写会が8月1日木曜日、午後1時から。試写会場でございますが、中央区でございますアサコ京橋ビルでございます、京橋テアトル試写室でございます。

なお、いずれも都合がおつきにならない場合には、DVDでの視聴も可能でございます。DVDをご希望の方は、後日、こちらから送付をさせていただきますので、お配りしてございます調査票にてお申し込みをいただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○会長 本日の調査・審議事項について、また、全体を通して、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 それでは、以上で、調査・審議事項は終了といたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。不健全図書の告示予定日は、令和元年6月14日金曜日。プレス発表は、不健全図書類の告示日前日の令和元年6月13日木曜日となります。

○事務局職員 7月12日です。

○若年支援課長 大変失礼いたしました。訂正いたします。不健全図書類の告示予定日でご

いますが、令和元年の7月12日金曜日。プレス発表は、不健全図書類の告示日前日の令和元年7月11日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会について、ご案内いたします。

次回は、令和元年8月5日月曜日の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時13分閉会